

平成21年11月吉日

各事業主様

埼玉県共同募金会鴻巣市支会
支会長 篠崎 初夫

平成21年度赤い羽根共同募金運動・法人募金について（お願い）

貴下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は共同募金運動につきまして、深いご理解と暖かいご支援並びにご協力を賜りまして、誠に有難う御座います。心より厚く御礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が開始されております。

ご案内のとおり、この運動は住民相互の助け合いを基調として、皆様のボランティア精神に支えられ、募金されることにより福祉に参加し、地域福祉を共に高めていく運動で御座います。

この共同募金運動に寄せられました「皆様の善意」であります募金につきましては、まずは埼玉県共同募金会に送金致します。

その後、同会は送金額の50%を県内の社会福祉施設の設備の充実等に役立てております。

残りの50%につきましては、鴻巣市社会福祉協議会に配分されまして、別紙のチラシに記載いたしましたとおり、地域福祉の向上に有効に活用させて頂きました。

今年度も、共同募金運動の取り組みに、各層からの幅広いご協力を心よりお願い致しております。

各位におかれましても、共同募金運動の趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 平成21年11月 2日から12月 3日まで
・共同募金運動期間は12月31日までとなっておりますが、上記を法人募金増強期間として、ご協力をお願い致します。
2. 募金額 募金額は皆様の善意によるものであり、金額の指定はございません。
3. 募集方法 同封いたしました振込用紙（銀行用・郵便用）に必要事項を記入のうえ、ご協力いただきますよう宜しくお願いします。なお、払込手数料は無料です。
 - ・備考又は通信欄の法人募金（赤い羽根募金）に「○」をつけてください。
 - ・受領票又は受領証を、領収証にかえさせていただきます。なお、所得税法及び法人税法上の優遇措置がうけられますので、申告に必要な場合は領収書を送付致しますのでご連絡ください。
 - ・本人確認法により10万円を超える送金の場合は金融機関にて確認を求められる場合があります。（以下参照）
 - ① 個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、パスポート、当該金融機関で既に本人確認を受けた口座の通帳やキャッシュカード等
 - ② 法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書（6ヶ月以内の物）、当該金融機関で既に本人確認を受けた口座の通帳やキャッシュカード等

- ③ 任意団体の場合：会則、規約等、当該金融機関で既に本人確認を受けた口座の通帳やキャッシュカード等

※ 市内の事業主様すべてに通知をさせていただきました。自治会を通じての募金募集にご協力いただいた事業主様におかれましては、重複のご依頼になりましたことをお詫びします。

※ 尚、別添クオカード・図書カードチラシをご参照の上お取り組み頂きご希望の場合には下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 埼玉県共同募金会鴻巣市支会
事務局 鴻巣市社会福祉協議会
鴻巣市箕田 4211-1
TEL048-597-2100